

令和3年3月5日

会員各位

大和商工会議所

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に関する登録確認機関としての対応について

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）が給付されます。

本支援金は、不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が①事業を実施しているのか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。

具体的には、一時支援金事務局（以下「事務局」）が登録した「登録確認機関」にて、対面等で「事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容に関する質疑応答」等の形式的な確認を行います（宣誓内容が正しいかなど、申請者が給付対象であるかの判断はしません）。

大和商工会議所は登録確認機関として、下記の通り事前確認を行いますのでお知らせします。

記

1. 対象者 : 大和商工会議所会員事業所（市外含む）であり、2019年・2020年の税務申告を済まされている方。
2. 受付期間 : 3月1日（月）より5月24日（月）の期間内、平日の午前9時より午後4時まで（ただし、3月10日・11日・12日除く）
3. 予約方法 : 電話（046-263-9112）かメール（ymtkeiei@yamatocci.or.jp）
4. 対応方法 : 原則、当所窓口
5. 制度概要等 : 「一時支援金事務局ホームページ」にてご確認ください。
URL : <https://ichijishienkin.go.jp/>



6. 相談窓口 : 一時支援金事務局
(申請者が給付対象であるか等登録確認機関で判断できない相談)
【申請者専用】TEL : 0120-211-240
7. 本件担当 : 大和商工会議所 経営支援チーム 電話 : 046-263-9112